



平成 28 年 4 月 26 日

各 位

会 社 名 株式会社アゴーラ・ホスピタリティー・グループ
代表者名 代表取締役社長 リム・キム・リン
(コード：9704 東証第1部)
問合せ先 取締役CFO 佐藤 暢樹
(TEL. 03-3436-1860)

東京証券取引所への「改善状況報告書」の提出に関するお知らせ

当社は、平成27年9月18日提出の「改善報告書」について、有価証券上場規程第503条第1項の規定に基づき、改善措置の実施状況及び運用状況を記載した「改善状況報告書」を本日別添のとおり提出いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本改善状況報告書にてご報告した今後継続して改善に努める事項に関しては、株主、投資家並びに関係各位に、その進捗状況に合わせて、適宜、適時開示を行ってまいります。

別添書類：改善状況報告書

以 上

改善状況報告書

平成 28 年 4 月 26 日

株式会社東京証券取引所
代表取締役社長 宮原幸一郎 殿

株式会社アゴーラ・ホスピタリティエンターテインメントグループ
代表取締役社長 リム・キム



平成 27 年 9 月 18 日提出の改善報告書について、有価証券上場規程第 503 条第 1 項の規定に基づき、改善措置の実施状況及び運用状況を記載した改善状況報告書をここに提出いたします。

目次

1. 改善報告書の提出経緯	1
(1) 過年度決算訂正の内容	1
(2) 過年度決算短信等を訂正するに至った経緯・原因	1
① 発覚した経緯	1
② 社内調査委員会の構成	1
③ 社内調査委員会の調査期間	2
④ 社内調査委員会の目的	2
⑤ 社内調査委員会の調査方法及び内容	2
⑥ 社内調査委員会の調査結果と修正事項	3
(3) 不適正開示の発生原因の分析	5
① 上場会社の経営に関する役職員の認識の甘さ・知識不足	5
② 取締役・取締役会・監査役の機能不全	6
③ 会計処理に関する役職員のリテラシー・スキル不足	7
④ 監査法人への情報開示・コミュニケーション不足	8
2. 改善措置並びにその実施状況及び運用状況等	8
(1) 改善報告書記載の改善措置並びにその実施状況及び運用状況	8
① 役員体制の刷新	9
② 内部監査室の設置	12



③海外事業担当社員の常設	13
④財務・経理部門の質的・量的拡充	14
⑤役員への職業的専門教育の実施	16
⑥外部専門家の活用	18
⑦監査法人との健全かつ良好な関係の構築	19
⑧オーナーシップの問題	20
⑨当時の経営陣への責任追及	20
(2) 改善措置の実施状況及び運用状況に対する上場会社の評価	22
別紙 再発防止への取り組みスケジュール	23

1. 改善報告書の提出経緯

(1) 過年度決算訂正の内容

平成 27 年 3 月 20 日付「社内調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」にて開示しましたように、同日付で社内調査委員会より調査報告書を受領し、その指摘を踏まえ、過年度の決算数値の修正を実施いたしました。その後、平成 27 年 4 月 30 日付「『平成 26 年 12 月期 有価証券報告書の提出』および『過年度に係る有価証券報告書等および内部統制報告書の訂正報告書の提出』並びに『過年度に係る決算短信等の訂正』に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、同日付で過年度の決算短信等の訂正を実施いたしました。

(2) 過年度決算短信等を訂正するに至った経緯・原因

①発覚した経緯

当社は、平成 19 年 7 月にマレーシアで霊園事業の経営権を有するビューティースプリングインターナショナル社（現・連結子会社。以下、BSI 社といいます）の株式を取得いたしておりますが、その際に BSI 社の株式価値が適切に評価されなかったのではないかのご指摘を外部より受けました。

これを受け当社では直ちに社内調査を開始し、関連する事実関係の調査等を実施しましたが、株式取得当時やそれ以降における株式価値の評価の経緯の把握及び会計処理の適切性等につき、専門的かつ客観的な見地から、より網羅的で正確な検証が必要と判断し、平成 26 年 12 月 17 日開催の取締役会において当社と利害関係のない外部専門家を含む社内調査委員会を設置し、同日これを公表しました。

②社内調査委員会の構成

社内調査委員会の構成は以下のとおりであります。

委員長 渋谷 卓司 弁護士(西村あさひ法律事務所)

委員 松本 亨 公認会計士(株式会社 AGS コンサルティング)

佐藤 暢樹 当社取締役 CFO

渋谷卓司委員・松本亨委員は当社と何らの利害関係も有しておりません。

佐藤暢樹委員は、平成 23 年 2 月に当社の連結子会社である株式会社アゴーラ・ホスピタリティーズのディレクターとして入社し、同年 7 月に当社に出向、翌年 3 月から現在に至るまで当社の取締役を務めていますが、上記のとおり、同年 2 月に株式会社アゴーラ・ホスピタリティーズへ入社する前は、当社と何らの利害関係も有しておらず、本件霊園事業に関する持分 70%取得及び本件霊園事業に関する持分 30%追加取得の実施に関する決定や手続等には一切関与していません。本事案は、調査対象期間が長期に遡ること及び調査対象が海外子会社であること等を勘案し、円滑かつ迅速な調査を行う必要性から、調査に社内関係者の参加が必須であったため、本件霊園事

業の取得に関する決定や手続等に一切関与していない佐藤取締役が委員として選任されました。

また、社内調査委員会は、必要な限りで、当社と利害関係を有しない弁護士及び公認会計士による補助を受けました。

③社内調査委員会の調査期間

社内調査委員会は、平成 26 年 12 月 17 日に設置され、平成 27 年 3 月 9 日までの間に、合計 21 回の委員会における議論のほか、連日、各委員間において協議及び検討を重ねるとともに、調査を実施しました。

④社内調査委員会の目的

社内調査委員会の設置目的は、以下の通りでありました。

- A) 本件霊園事業に関する持分 70%取得時及びそれ以降の BSI 社株式の評価に関する事実関係の調査(以下、社内調査委員会が行った調査を本件調査といたします)、認定及び問題点の有無の分析並びに BSI 社株式に関する価値評価及び会計処理の適正性・妥当性の検証
- B) 上記 A)の検証結果に基づく過年度の会計処理の訂正要否の検討及び訂正が必要となる場合の範囲・影響額等の確認
- C) 上記 A)B)を踏まえた原因分析と再発防止策の提言

⑤社内調査委員会の調査方法及び内容

a. 関係者に対するヒアリング、本件霊園事業の現地視察

本件調査では、本件霊園事業に関する持分 70%取得、本件霊園事業に関する持分 30%追加取得等に関する事実関係、その背景事情等につき事情を知ると思われる、当時の社長・会長を含めた取締役と監査役、当時の財務経理や総務の担当者、本件霊園事業の運営に従事する役員、監査法人、本件霊園事業の譲渡人の合計 14 名に対し、合計 17 回にわたりヒアリングを実施するとともに、本件霊園事業の現況を把握するため、本件霊園事業の現地視察を実施しました。

なお、社内調査委員会は、本件調査において、当社による取得以前に本件霊園事業の全持分を保有していたと思料される人物に対しヒアリングを実施することを試みましたが、同氏の所在及び連絡先を把握することができず、実施できませんでした。

b. 関連資料の精査・検討

本件調査では、本件霊園事業に関する持分 70%取得、本件霊園事業に関する持分 30%追加取得等に関連する、当社の有価証券報告書等の法定開示文書、適時開示文書、確定申告書類、取締役会議事録その他の社内関連資料、関係会社の決算書、本件霊園事業に係る鑑定書、契約書類、当社と監査法人との間で交わされた文書等の関連

資料について精査・検討を行いました。

c. 本件霊園事業の鑑定依頼

社内調査委員会は、当社を通じて、下記2社に対し、異なる観点から本件霊園事業に係る鑑定を依頼し鑑定結果を得ました。すなわち、平成26年12月17日に社内調査委員会を設置後、同年12月及び平成27年1月中に、国内海外の大手監査法人系ファイナンシャルアドバイザーサービス各社、マレーシア及び香港の不動産系コンサルタント会社にコンタクトをとり、株式価値算定・不動産鑑定の取得依頼を行った結果、株式価値算定に関しては、Deloitte Touche Financial Advisory Service Pte Ltd に、不動産鑑定については、C H Williams Talhar & Wong Sdn Bhd に算定を依頼しました。

⑥社内調査委員会の調査結果と修正事項

a. 不適切な価値評価及び不適切な会計処理の概要

当社は、本件霊園事業の70%持分を所有するBSI社の全株式を平成19年7月に、本件霊園事業の残り30%持分を平成21年8月に、それぞれ取得しておりますが、社内調査委員会の調査結果を確認・精査した結果、今回新たに入手した鑑定書に基づく事実等により、平成19年7月の本件霊園事業に関する70%持分取得当時の計上額124億円が適切な事業評価と認められないこと、及び当時採用された会計処理が適切な処理と認められないことから、以下の様に、過年度の会計処理の修正が必要と判断いたしました。

i) BSI社株式の取得原価の修正

平成19年7月のBSI社株式の取得原価は取得時においてその価値評価が適切に行われていなかったとの調査結果から、社内調査委員会が新たに入手した鑑定書に基づき当時の価値評価を行なった結果、株式譲渡契約書上の対価約124億円に見合う価値がなかったものと認められたため、平成19年7月のBSI社株式取得時点における本件霊園事業に関する持分70%の価値約18億円までBSI社株式の帳簿価額を約106億円減額する処理を行いました。

なお、平成20年度以降、個別財務諸表において計上されたBSI社株式の減損処理については、その処理を取消す訂正を行いました。

ii) 開発事業等支出金にかかる会計処理の取消及びのれんの計上

BSI社に係る資本連結手続の結果として生じる差額約121億円は平成19年12月期以降、開発事業等支出金（たな卸資産）として会計処理をしておりましたが、今回新たに入手した鑑定書に基づく事実等により、のれんとして会計処理すべきであるとの指摘を踏まえ、平成19年12月期から遡及して連結財務諸表における開

発事業等支出金に係る全ての会計処理、すなわち当初計上、原価払出し、減損処理及び為替変動処理を取消す訂正を行いました。同時に、平成 19 年 7 月の、BSI 株式の取得時点における本件霊園事業に関する持分 70%の価値約 18 億円まで、のれんの帳簿価額を約 106 億円減額する処理を行った上で、取得時以後は 20 年間に渡る均等償却を行いました。

なお、平成 21 年 8 月の、本件霊園事業に関する残り 30%の持分取得時における会計処理についても上記と同様の訂正を行いました。

b. 関係者取引としての不適切な手続きの概要

当社は、平成 19 年 7 月に本件霊園事業の 70%持分を取得するにあたり、ファー・イースト・グローバル・アジア・リミテッド社（以下、FEGA 社とといいます）に対し新株予約権の発行を行い、FEGA 社から得た新株予約権の払込金を本件霊園事業の取得資金に充てておりますが、その背後関係として以下のような実態があったと社内調査委員会に指摘されております。

i) 当社に本件霊園事業の 70%持分を譲渡した人物（以下、譲渡人といいます）は、当社前取締役と古くからのビジネスパートナーであり、FEGA 社の役員でもあるなど、当社と近い関係にある人物であったこと。

ii) 譲渡人は、FEGA 社が所属するファー・イースト・グループの会長でもある当社前取締役からの融資で本件霊園事業の持分を取得しており、資金面の拠出主体からすると、本件霊園事業持分の実質的な所有者は当社前取締役であったと言えること。

iii) 当社が本件霊園事業の 70%の持分取得に際し、譲渡人に支払った本件霊園事業の取得代金は、実際には、譲渡人が当社前取締役から受けた融資の返済として当該取締役関連の S P C に支払われ、最終的には FEGA 社及び当該取締役に資金が戻るスキームとなっていたこと。

このように上記 i) から iii) の実態を前提とすると、実質的には、当社が発行した新株予約権の払込金の拠出者も、その後の払込金の支払先も、いずれも FEGA 社ということになり、結局のところ、FEGA 社からの払込金の拠出と FEGA 社への払込金の支払が相殺され、当社の新株予約権発行に対し、ファー・イースト・グループから、本件霊園事業をもって現物出資がされるのとほぼ等しい実態であったと言えます。現物出資については、日本の会社法上、資本充実責任の面で厳格な規制があるところ、事実上現物出資と同等の効果を生じさせる上記スキームを採用したこと自体、資本充実責任を厳格に果たす上では、本来的に適切さを欠くものと言えます。

c. 不適切な開示事項の概要

BSI 社株式取得当時及び取得以降の開示において、以下の点に問題があると社内調査委員会報告書に記載されております。

i) 上記 b. 記載のとおり、当社による BSI 社株式の取得は、実際には FEGA 社の所属するファー・イースト・グループ内部の関係者間での事業の移転に過ぎず、当社が資金提供者と認識していた FEGA 社は、実質的には何ら新たに資金を負担することなく、BSI 社株式を当社に移すスキームとなっていました。しかし、上記 b. 記載の背後関係が社内で共有されていなかったため、当社において、当該事実の開示の可否を検討することもできないまま、実態を反映しないごく形式的な事項のみの開示となってしまった点で問題があります。

ii) BSI 社株式取得時及び取得以降の有価証券報告書等について、以下の開示内容の誤りが存在するため、訂正が必要となりました。

- 関連当事者との取引に係る注記
- 連結キャッシュ・フロー計算書注記相違
- 会計方針に係る注記相違
- 連結貸借対照表上の科目相違

(3) 不適正開示の発生原因の分析

①上場会社の経営に関する役職員の認識の甘さ・知識不足

a. 本件霊園事業取得における資金循環の実態が共有されるに至らなかった原因

当社の本件霊園事業取得にあたっては、上記 1. (2) ⑥b. で記載したとおり、実質的には、FEGA 社を起点に資金が循環する実態があったにもかかわらず、当時の会長・社長からその点の説明が社内になされなかったために、本件霊園事業の資産価値評価の検討や、取得金額の妥当性の検討が十分になされないまま、資本充実の面で不適切なスキームにより、本件霊園事業を取得することとなりました。

その原因としては、第 1 次的には、FEGA 社を起点とする資金循環のスキームを認識していた当時の会長・社長において、その取引の実態に起因して生じ得る資本充実責任の問題や、そのような取引の実態を明らかにしないことにより生じ得る投資家への説明責任の問題などが認識されておらず、それ故に、当時の会長・社長において、資金循環の実態面が社内に情報共有されなかったために、当社の社内でも、実態を踏まえた対応の必要性を検討する余地が生じないまま本件霊園事業取得の手續が進められてしまったことが最も大きいと考えられます。

この点については、特に、本件霊園事業取得に係る資金循環のスキームを認識しながら、そのことを当社社内に明らかにしないことについて、何ら危機意識を持つ

に至らなかった当時の会長・社長において、日本の会社法制や証券取引市場におけるプラクティスに関する認識や、それらから派生する問題意識が不足していたために、上場会社の経営における出資行為や資本充実責任の重要性、正確な資産評価の重要性、経営の透明性や投資家等への説明責任の重要性に関する認識があまりにも甘く、本件の事態をもたらした最大の要因は、この点にあると考えられます。

b. その他役職員における全般的な認識の甘さ・知識不足

また、当時の会長・社長以外の役職員においても、たとえ本件霊園事業取得に係る資金循環のスキームを認識していなかったとしても、当社の事業規模に照らし極めて高額な投資となる本件霊園事業の概要は認識しており、中には霊園現地を視察した役員もいたにもかかわらず、本件霊園事業の取得金額の妥当性や資産価値評価の検討において、当時の会長・社長の言い値を批判的に検討することができていなかったために、本件霊園事業の取得金額等が必ずしも事業の実態を踏まえた額ではないことについて、疑いを抱くこともせず、思い至らないままとなったことが見受けられます。

この点の原因としては、当時の役職員において、全般的に、価値評価手法や、事業取得時の取得価額の考え方などについての知識が不足していたために、具体的な事業内容を踏まえた価値の検討について、批判的な視点から吟味することができていなかった面が挙げられます。また、そもそも、上場会社の経営において、上場会社が事業を取得する際に、その価値を正確に吟味して厳密に取得価額を検討することがいかに重要であるかに関して認識が甘く、そこまで踏み込んだ厳密な検討が必要であること自体に対する認識が不十分であったと見受けられます。

当社の事業規模に照らし非常に大きな取引規模を有する本件霊園事業取得に係る開示内容について、不適切な内容での開示になってしまっていたことについても、投資家に対して開示すべき情報に関する役職員全般の知識不足や、投資家への説明責任の重要性に関する認識の甘さに要因があるものと考えられます。

②取締役・取締役会・監査役の機能不全

また、当社においては、当時、本件霊園事業を含めた海外事業に係る運営や会計処理全般について、担当取締役などが単独で直接に担当する体制になっており、当該取締役の下で業務を担当する職員も存在しない状況になっていました。そのため、本件霊園事業を含む海外事業については、全て、担当取締役の独断で実質的な対応が進められており、海外事業に関する対応状況全般が他の役員に十分報告・情報共有されておらず、海外事業について非常に閉鎖的な状況で対応を進めることが恒常的なやり方となっていました。

加えて、担当取締役以外の役員においても、英語が得意でなかったり、海外事業について業務経験がないことを理由に、本件霊園事業を含めた海外事業全般については、担当取締役などに任せきりになっており、取締役会でも、その担当取締役などが

ら説明を受けた内容をそのまま受け容れ、批判的な検討がなされないまま、議決されていたと考えられます。

このように、当社では、特に、本件霊園事業を含む海外事業全般について、海外事業を直接担当していた取締役の事業の進め方について、他の取締役・監査役が十分に監視・監督機能を果たすことができない状況に陥っていたと言えます。

海外事業全般について、このような恒常的な状況があったからこそ、海外事業の一環として進められていた本件霊園事業についても、取得時の価値評価を踏まえた取得価額の妥当性の検討や会計処理の方法、その後の経営状況を踏まえた価値評価や会計処理等について、全体として、担当取締役が独断で進めることとなり、他の取締役・監査役が十分に監視・監督機能を果たすことができていませんでした。そのために、当時の会長・社長が本件霊園事業取得時の資金循環の実態について他の役員に情報共有しないことも許されてしまい、取得時の価値評価を踏まえた取得価額の妥当性についても、複数の視点から批判的に吟味される機会がないままとなってしまうことも、本件の要因として挙げられます。

また、当時の担当取締役等が独断で進めていた事案に関して、社内における監視・監督機能の一つとして業務部門から独立した内部監査部門があれば、事後的にでも、チェック機能が働き、価値評価や会計処理等に関して問題提起がなされた可能性もありましたが、当社には業務部門から独立した内部監査部門がなかったことから、内部監査部門による問題提起も行われませんでした。

③会計処理に関する役職員のリテラシー・スキル不足

会計処理に誤りが生じた要因としては、経理担当の役職員における会計処理に係る全般的な知識・能力不足も直接的な要因となっていました。

本件霊園事業に係る会計処理の面でも、上記のとおり、海外事業の一環として、本件霊園事業を直接担当する当時の社長が主導して方針を決定しており、その会計処理の方針検討を直接的に進めていた当時の社長において、日本の会計処理に関する知識がそもそも不足していたこともあって、必ずしも妥当でない会計処理が採用されることとなってしまうました。

このように、会計処理の方針検討についても、当時の社長が独断で進めていた面は否定できず、その検討過程に必ずしも十分にその他の役職員が関与できていなかった面は否めません。しかし、同時に、本件霊園事業に係る会計処理の検討状況については、適宜のタイミングでは、当時の社長から国内の経理担当役職員に対してそれなりに情報共有されていた面も見受けられます。したがって、会計処理を誤った要因としては、このように、ある程度の情報共有はされているにもかかわらず、結局、国内の経理担当役職員において、当時の社長が推進しようとする会計処理の方針に対して十分に批判的な検討ができておらず、当時の社長が推進しようとする会計処理の方針をそのまま追認してしまっていた点も寄与していることは否定できません。その原因としては、当時

の社長のみならず、国内の経理担当役職員においても、日本の会計処理に関する知識が不足しており、当時の社長が推進しようとする会計処理の方針に対して、正確な知識をもってその不適切な側面を指摘し、説得できるだけの能力に欠けていたため、当時の社長が推進する会計処理方針を是正することができなかったと考えられます。

④監査法人への情報開示・コミュニケーション不足

さらに、当社は、本件霊園事業取得の当時から、監査法人に相談しながら会計処理の方針を検討していたにもかかわらず、上記のとおり、会計処理に誤りが生じた要因としては、監査法人に対して、本件霊園事業の取得に関し会計処理の前提となる情報が適切に開示できていなかったことや、監査法人と適切なコミュニケーションがとれていなかったことにあると言えます。

本件においては、本件霊園事業取得に係る経済的実態を正確に評価する上では、本件霊園事業取得の際の資金循環のスキームを踏まえた検討が必須となるところ、社内調査委員会が本件調査を実施するに至るまで、監査法人に対しても、資金循環のスキームが一切伝えられていなかったという実情があります。そのため、監査法人において、本件霊園事業取得に係る経済的実態が十分に把握できず、当時の社長から、推進しようとする会計処理の方針にかなうような偏った情報しか提供されないままであったために、当時の社長が推進しようとした会計処理方針を否定する論拠を得られないまま容認せざるを得なかった面があると考えられます。

加えて、監査法人においては、当時の社長が支持した棚卸資産計上を行う会計処理のほかに、社内調査委員会において本来適切であったと判断された、のれん計上を行う会計処理をすべきではないかとの議論も当時存在していました。しかし、それにもかかわらず、当時の社長と監査法人の間では、のれん計上を行う会計処理の適切性等について、十分に時間をかけて論理的な議論がされた形跡が見受けられず、当時、社長がのれん計上を行う会計処理に強い難色を示していたこともあって、この点の議論が監査法人との間で十分に深められないまま、監査法人としては、当時の社長が支持していた棚卸資産計上を行う会計処理を容認せざるを得なかった面が窺われました。このような、監査法人との間のコミュニケーション不足、意見交換不足も、本件の要因となったものと考えられます。

2. 改善措置並びにその実施状況及び運用状況等

(1) 改善報告書記載の改善措置並びにその実施状況及び運用状況

本件霊園事業取得当時からすでに8年ほど経過しており、その間、当社の組織体制等は、グループ再編等を経て、すでに変容を遂げている部分も多く、上記発生原因の中には、以下のとおり、既に現体制において解消ないし改善しているものもありますので、その点を踏まえ、当社の現体制に対して改善措置を策定しております。

当社は商号を現在の「株式会社アゴーラ・ホスピタリティー・グループ」に変更した平成 24 年以降、留学等の経験を有し海外での事業展開にも精通している監査法人出身の役員が国内事業の業務執行を取りまとめる一方、前社長が海外事業の業務執行を取りまとめ、相互に監視・監督を行う体制になっており、本件霊園事業を取得した平成 19 年当時の様に特定の取締役が独断的かつ閉鎖的に担当事業を進めることができる体制にはありません。また、平成 19 年当時、当社の財務・経理部門は、勤続年数が浅く、連結決算に関する経験も不足する契約社員等で構成されておりましたが、平成 24 年以降、正社員として優秀な人材を確保し、相互チェックする体制及びグループ各社の財務経理担当者への指示・指導が徹底できる体制となっております。

しかしながら、ファー・イースト・グループが過半を占める当社特異の株主構成とそれに伴うファー・イースト・グループ役職員による当社取締役・監査役の過度な兼任状況が、資本と経営の健全な分離を阻害し、本件不適正開示に至った複数ある原因の 1 つであるとの認識のもと、役員体制の刷新、オーナーシップの問題も改善措置として策定しております。

①役員体制の刷新

a. 取締役及び監査役の交代

【改善報告書に記載した改善策】

当社は上場会社であるにも関わらずこのような問題を起こした責任を厳粛に受け止め、本件に係る経営責任を明確にするため、以下の役員について、平成 27 年 3 月 31 日開催の当社第 77 回定時株主総会において再任せず、同役員は、同総会の継続会が終結した平成 27 年 6 月 16 日付で退任いたしました。

取締役会長 デビッド・チュウ氏

取締役 クレイグ・ウィリアムズ氏

監査役 ホー・ウィン・イ、マグダレーヌ氏

【実施・運用状況】

当社第 77 回定時株主総会継続会が終結した平成 27 年 6 月 16 日に完了しております。

b. 代表取締役の交代

【改善報告書に記載した改善策】

本件に関し今後必要とされる改善措置を迅速かつ確実に実行するため、上記定時株主総会継続会終了後の取締役会において、前・代表取締役社長のホーン・チョン・タ

氏から新任取締役のリム・キム・リン氏へ、代表権を委譲いたしました。活動拠点を香港に置くホーン・チョン・タ氏と異なり、平成 27 年 6 月 16 日の第 77 回定時株主総会継続会並びに取締役会の終結をもって、リム氏は当社代表取締役社長に就任し、同日より、リム氏は日本国内を拠点にグループ全般を統括しております。

第 77 回定時株主総会継続会（平成 27 年 6 月 16 日）までの役員体制

役職	氏名	特記事項
取締役会長	デビッド・チュウ	FECI 社会長兼 CEO、当社筆頭株主の代表者
代表取締役社長	ホーン・チョン・タ	FECI 社マネージングディレクター、当社第 3 位株主の代表者、当社海外事業（霊園、不動産開発）、証券投資事業部門管掌
代表取締役 CEO	浅生 亜也	当社宿泊事業部門管掌
取締役 CFO	佐藤 暢樹	住宅等不動産開発事業部門（国内）管掌
取締役	デニス・チュウ	FECI 社エグゼクティブディレクター、当社筆頭株主の代表者の実弟
取締役	クレイグ・ウィリアムズ	FECI 社エグゼクティブディレクター
(社外) 取締役	ユエン・ビン	ホニーキャピタル社マネージングディレクター、当社第 2 位株主の代表者
(社外) 取締役	北村 隆則	香港中文大学教授、元香港総領事
常勤監査役	宍戸 佐太郎	当社監査役
(社外) 監査役	ホー・ウィン・イ、マグダレーヌ	FECI 社人事総務部長
(社外) 監査役	遠藤 新治	税理士
(社外) 監査役	チェン・ワイハン・ボズウェル	FECI 社 CFO

注) FECI 社：ファー・イースト・コンソーシアム・インターナショナル社、ファー・イースト・グループの中核会社の一社。

第 77 回定時株主総会継続会（平成 27 年 6 月 16 日）終結後の役員体制

役職	氏名	特記事項
----	----	------

代表取締役社長	リム・キム・リン	その他投資事業部門管掌
取締役CFO	佐藤暢樹	総務人事部、財務経理部管掌、 その他投資事業部門管掌
取締役	浅生亜也	宿泊事業部門管掌
取締役	ホーン・チョン・タ	FECI社マネージングディレクター、当社第3位株主の代表者、 その他投資事業部門（証券投資事業）管掌
取締役	デニス・チュウ	FECI社エグゼクティブディレクター、当社筆頭株主の代表者の実弟
取締役	ウィニー・チュウ・ウィン・クワン	DHI社社長、当社筆頭株主の代表者の実子
(社外) 取締役	ユエン・ビン	ホニーキャピタル社マネージングディレクター、当社第2位株主の代表者
(社外) 取締役	北村 隆則	香港中文大学教授、元香港総領事
常勤監査役	穴戸 佐太郎	当社監査役
(社外) 監査役	遠藤 新治	税理士
(社外) 監査役	チェン・ワイハン・ボズウエル	FECI社CFO
(社外) 監査役	クラレンス・ウォン・カン・イェン	DHI社カンパニーセクレタリー

注) DHI社：ドーセット・ホスピタリティー・インタナショナル社、ファー・イースト・グループの中核会社の一社。

【実施・運用状況】

当社第77回定時株主総会継続会が終結した平成27年6月16日に完了しております。

c. 役員体制のさらなる見直し

【改善報告書に記載した改善策】

役員体制については、企業価値向上のためのコーポレートガバナンスの観点から、更なる見直しを行うことを検討しております。具体的には、実質的な親会社であるファー・イースト・グループの役職者による当社の取締役及び監査役の兼任者数を、

現状よりも引き下げることにより、取締役会及び監査役会の機能強化と活性化を図ります。そのため、平成 28 年 3 月下旬開催予定の定時株主総会までには一部の兼任者には辞任を求めてまいります。

また、今後の役員体制については、一部の兼任者には速やかな辞任を求めていく一方、コーポレートガバナンスコード補充原則においても取締役の選任に関する方針の開示が求められていることから、安易に選任することはガバナンスコードの考え方に反していると考え、平成 27 年内に臨時株主総会を開催するのではなく、平成 27 年 12 月末までにコーポレートガバナンスコードの原則に沿った役員選任方針を作成した上で、平成 28 年 3 月下旬開催予定の定時株主総会において、さらなる役員体制の刷新を図る所存であります。

【実施・運用状況】

当社は、改善報告書を提出した平成 27 年 9 月 18 日以降、下記⑧オーナーシップの問題についてファー・イースト・グループと交渉する中で、当社の経営が、実質的な親会社であるファー・イースト・グループの影響を受けないことならびに資本と経営の分離から当社の経営方針およびこれに基づく具体的施策等にかかる意思決定ならびにその執行に関与しないことを確認し、ファー・イースト・グループの役職者による当社の取締役及び監査役の兼任者数を、現状よりも引き下げることにより同意を得ており、該当事から辞任の内諾も得ております。

また、当社は今般の役員体制の更なる見直しに当たり、コーポレートガバナンスコードの原則に沿った役員候補者の選定を進めてまいりましたが、新役員候補者の就任の条件として、実質的な親会社であるファー・イースト・グループから、当社の経営方針およびこれに基づく具体的施策等にかかる意思決定ならびにその執行に関与しないことを、役員候補者自らが確認できることとなっております。

当社としては、新任役員候補者が上記の条件を確認し役員への就任の承諾が得られた場合、コーポレートガバナンスコードの基本方針の決定の決議をおこなった上で、平成 28 年 6 月末までに開催予定の臨時株主総会において、役員体制を刷新いたします。

②内部監査室の設置

【改善報告書に記載した改善策】

専従の内部監査担当を置く内部監査室を平成 27 年 7 月 1 日付で新設し、計画的かつ効率的な業務監査を実施することとし、事後的な検証機能を強化いたしました。取

締役会のみ直属し、取締役会及び監査役会への報告経路を確保いたします。同7月1日付で内部監査室長が就任し、同9月1日付で職務権限規程を改正し、正式に移動しております。

また、内部監査規程については、従前、適切に運用がなされておりましたが、内部監査室設置により運用を適切に改めてまいる予定ですので、今年度の業務監査実施後に、必要に応じて、適宜、見直しいたします。

【実施・運用状況】

平成27年7月1日に内部監査室を設置、子会社の経理責任者1名を異動させ、内部監査室長に任命し、9月1日に内部統制・内部監査の主管部門を内部監査室とする職務権限規程変更を完了しております

平成27年度の内部監査活動状況については、当社の社内調査委員会より改善措置として提言された海外事業担当社員の常設に関する実施状況および内部監査室設置前には十分に実施できていなかった業務監査を重点的な監査項目として内部監査をおこないません。海外事業担当部署である当社財務・経理部門においては重要な不備は発見されなかったものの、当社子会社における財務経理部門においては人員の入退社が多く、適切な引継がなされ業務が滞りなく継承できているかどうかについて懸念があり監査したところ、財務経理部門の退職者が発生した当社の国内事業所の一部において、証憑類の保管に関して事後的に検証することが困難な状態で保管されていることが判明し是正措置が行われております。

平成28年度の内部監査規程の運用に関しましては、国内主要事業所の業務監査および内部統制監査を主とした平成27年度の内部監査活動状況を踏まえて、常勤監査役と内部監査室長にて、今後、業務監査で要改善事項となった項目のフォローを含む年間監査計画・スケジュールの共有・協働、事故報告などのタイムリーな情報共有、監査法人とのコミュニケーション円滑化を目指して、より効率的で効果的な内部監査活動が実施していけるよう継続的に運用を見直してまいります。

③海外事業担当社員の常設

【改善報告書に記載した改善策】

使用言語の違い等で海外事業に関するコミュニケーション・情報共有が不完全にならないよう、海外事業担当の社員を平成27年9月末までに新規採用等により配置をめぐらし、海外事業の継続的モニタリングを行います。担当社員を配置することで、国内より海外の業務執行の状況を常に把握し、日常的に海外事業の現地とやりとりする状況を確認することで、担当役員を経由しなくても、担当社員において、海外事業の現地から直接に必要な情報を収集し、また、決算・内部統制関連業務の連携もより効率

的に進めることが可能となると考えています。

特定の役員自身が専管的に実務を取り仕切るのとは異なり、担当社員の管理・監督を通じて、執行部門による海外事業への監視もより容易になり、海外事業における経営の透明性を確保いたします。

【実施・運用状況】

平成 27 年 6 月 16 日の取締役会決議により、組織図・職務分掌規程を変更し、当社の主力事業以外の事業をその他投資事業として、レポートラインを統合いたしました。

その他投資事業のうち霊園事業を含む海外事業は、非主力事業であるため、当該部門に担当社員を配置するのではなく、平成 27 年 7 月 1 日より代表取締役と取締役 CFO の 2 名による管轄としました。

また、平成 27 年 12 月 1 日より組織図・職務分掌規程、関係会社関連規程を変更し、関係会社の管理を担当する部門は、総務人事部及び財務経理部とし、当該部門において担当者が関係会社の管理を兼任して、従来からの定期的な収益状況や財務諸表等の数値情報の収集だけではなく、経営判断に資する事業および事業環境の概況や個別に案件の進捗状況等の定性的な情報を海外事業所の担当者に直接確認する等により、取締役 2 名による業務執行をサポートし、また事後的に検証できる体制を整え、継続的にモニタリングを行っております。

④財務・経理部門の質的・量的拡充

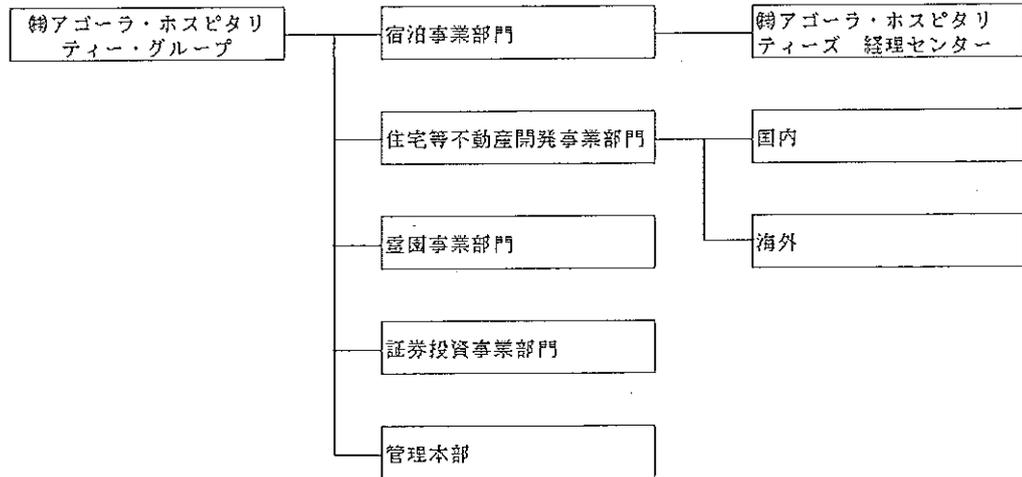
【改善報告書に記載した改善策】

現在、グループ各社において地理的・機能的に分散処理している財務・経理部門については、レポートラインを整理し、再編統合を含む組織改正を実施するとともに、会計処理に関わる業務プロセスを横断的に見直します。具体的には、現在、当社グループホテルの会計経理業務を委託している(株)アゴーラ・ホスピタリティーズ（当社子会社）の経理センター他業務について、レポートラインを宿泊事業部門から当社の管理部門と統合し、グループアドミニストレーション準備室（仮称）を発足させ、グループ全体を一体とした組織・人事運用を平成 27 年 10 月より一部を開始し、新組織への移行を平成 27 年 12 月末までに完了いたします。

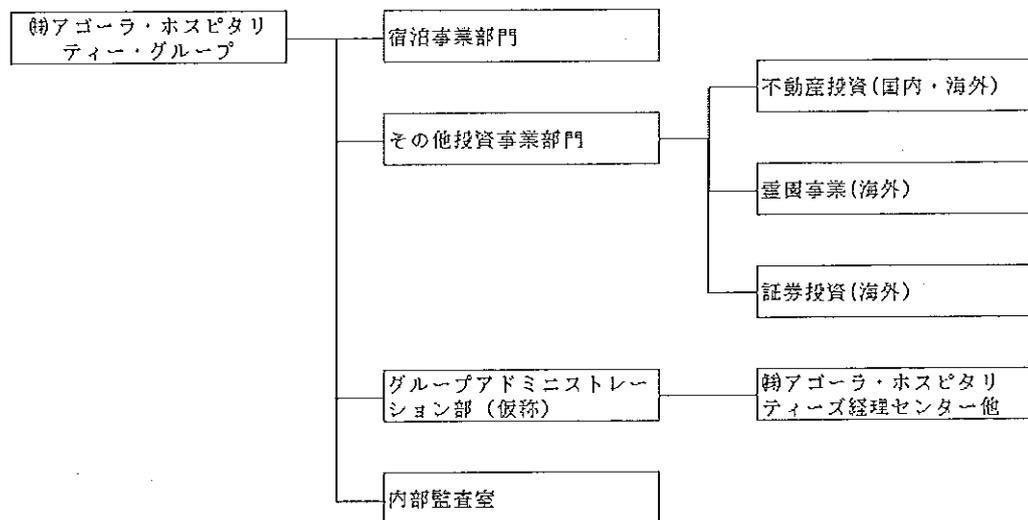
また、財務・経理部門の拡充に伴い、資産の取得プロセスを見直します。現状の稟議決裁規程及び職務権限規程に、具体的な資産取得のために業務記述書・チェックリスト等を作成し、資産取得の案件に関して、社内で十分に審議されるよう必要性・採算性・コンプライアンスの視点等をもって、検討するフローを、平成 27 年末完了予定で作成いたします。

上記②から④をまとめると以下ようになります。

現在の管理体制

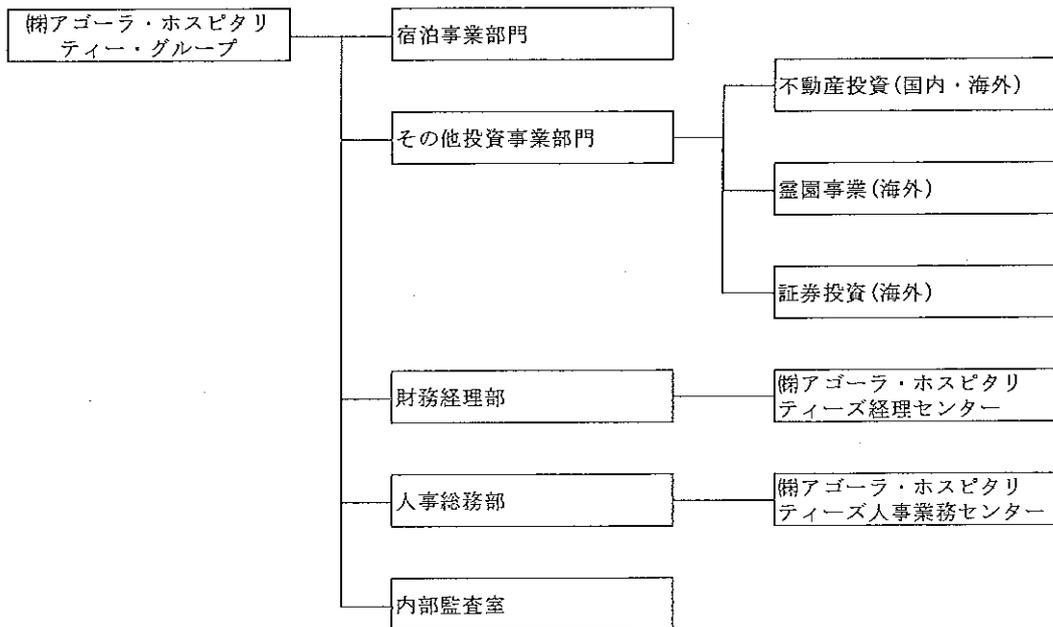


平成 27 年 12 月末（予定）の管理体制



【実施・運用状況】

平成 27 年 12 月 1 日に組織図・職務分掌規程、関係会社関連規程を下記の様に変更いたしました。



関係会社の管理を担当する部門は、総務人事部及び財務経理部とし、業務執行及び事後的な検証機能を強化するために、グループ各社において地理的・機能的に分散処理している管理部門レポートラインを再編統合を含む組織改正を実施するとともに、業務プロセスを横断的に見直し、財務経理部と当社子会社である㈱アゴーラ・ホスピタリティーズ（以下 AH 社といいます）内の経理センター、及び総務人事部と AH 社内の人事業務センターの業務に関して指揮命令系統を統合いたしました。

また、平成 27 年 12 月 11 日により、固定資産管理規程及び有価証券管理規程を制定し、平成 27 年 9 月 1 日に改定した稟議決裁規程及び職務権限規程と合わせて、固定資産並びに有価証券の適切な取得、管理、除却・売却のそれぞれプロセスを経るようフローを策定し、業務執行及び事後的な検証機能を強化いたしました。それにより社内で十分に審議されるよう必要性・採算性・コンプライアンスの視点等をもって、検討するフローとなりました。なお、改善状況報告書提出時点においては、当該フローによる運用実績はございません。

⑤ 役職員への職業的専門教育の実施

【改善報告書に記載した改善策】

上記④に関連し、財務・経理部門に従事する役職員について、その職責に応じた外部研修の計画的な受講を実施します。具体的には、会計・税務・法務の専門家による各種外部講習やeラーニングを受講させるなど年間の研修計画を策定し、実行いたします。取締役・監査役については、コーポレートガバナンスコードに則りトレーニング

グの方針を定め、実施いたします。

従前は、年間予算に研修費を計上し、都度、職員は希望に応じて、外部研修等を受講する対応のみであり、役員・監査役においても、本人の意向がない限り研修等はありませんでした。今後は、役員と職員それぞれの役割や責務を果たす上で、必要となるトレーニングの機会を継続して提供するべく、平成 27 年 12 月末を目途に、取締役会において、役員の研修目的及びスケジュールを定めた役職員研修計画を策定いたします。また、職員についても平成 27 年 12 月末を目途に、その職責に応じた外部研修のガイドラインを作成し人材の質的向上を図ります。

【実施・運用状況】

平成 27 年度より、当社の役職員トレーニング及び外部研修の方針として、日本国内居住の取締役・監査役に対しては、経営課題について一定の知識や情報がない役員が、善管注意義務違反・忠実義務違反を回避し適切な意思決定を下せるよう取締役会および監査役会の実効性高める事を目的に東証 e ラーニング、Women Corporate Directors (WCD) 日本支部、上場会社役員ガバナンスフォーラム等による研修、または外部の講師を招聘し講習会を実施することにより、年 2 回程度の研修受講・講習会実施を行ってきております。海外在住の役員については、一般社団法人監査懇話会による取締役職務執行確認書および監査役執行確認書の提出を毎年受けることとしています。

職員に関しては、会計・税務等の経理実務および改正会社法の対応等の実務能力の向上を目的に東京証券取引所、株式事務代行会社、IR 実務支援会社等による研修に年 2 回程度参加することとしています。

平成 27 年度実績としては以下のとおりです。

研修実施先 (内容)	受講人数 (延べ人数)
東証 e ラーニング (独立役員に関する研修)	取締役 1 名 (平成 27 年 5 月 20 日) 監査役 2 名 (平成 27 年 5 月 29 日)
Women Corporate Directors (WCD) 日本支部 (上場企業役員向けの時事問題勉強会)	取締役 1 名 (平成 27 年 4 月 23 日)
上場会社役員ガバナンスフォーラム (ガバナンスに関する研修)	監査役 1 名 (平成 27 年 11 月 4 日)
その他講習会 (改正会社法、ガバナンス、その他)	取締役 8 名 (平成 27 年 3 月-11 月の期間) 監査役 1 名 (平成 27 年 7 月 8 日)
取締役職務執行確認書および監査役執行確認書	海外在住取締役 4 名 (平成 27 年 6 月-7 月に取得)

	海外在住監査役 2 名（平成 27 年 7 月に取得）
東京証券取引所、株式事務代行会社、IR 実務支援会社等（改正会社法、ガバナンス、その他）	職員 19 名（平成 27 年度中）

平成 28 年度より、総務人事部により年間の研修実績を集計し、今後も継続的に人材の質的向上を促進してまいります。

⑥外部専門家の活用

【改善報告書に記載した改善策】

取締役会において非定型・非定例の判断を行う場合には、財務報告や会計処理に影響を与える重要性・複雑性等を勘案し、必要に応じて会計アドバイザーを活用し適切な会計処理を行います。また、税務面や法務面など、諸規則の改正が日常的に行われる専門分野に関しては、従来以上に、外部専門家との意見交換の場をより多く持つなどして、コーポレートガバナンスの充実・強化を図ります。

平成 19 年以前より、税務面や法務面に関しては、それぞれ税理士や弁護士と顧問契約を締結しており、都度必要に応じて、専門家との意見交換等をしておるものの、会計に関しては、外部の専門家との顧問契約もなく、都度、監査法人や会計専門家に相談する程度でありましたので、平成 27 年 9 月末には、定期的に会計専門家と意見交換できるよう体制を整える所存です。

【実施・運用状況】

平成 27 年 12 月 10 日に株式会社エムエーネットワークと会計、税務、財務についての助言及び指導を含む顧問契約を締結いたしました。特定の分野に関しまして意見交換、助言を頂ける状態となっており、ほぼ毎月、資産の除却想定時の会計処理シュミレーションなど非定型・非定例の判断から、決算時の会計処理の第三者意見など会計諸問題について助言を頂いております。

また、税理士との顧問契約についても見直しを行い、当社の事業規模に見合った税理士法人へ顧問契約を平成 28 年 3 月より変更しており、従来の日常的な税務面のアドバイスだけでなく、資産の除却想定時の会計処理シュミレーションなど非定型・非定例の判断にアドバイスを頂ける体制となっております。同様に法務面についても、非定型・非定例の案件について案件ベースで第三者法務意見を徴収することによりコーポレートガバナンスの充実・強化を図っております。

⑦監査法人との健全かつ良好な関係の構築

【改善報告書に記載した改善策】

従前は、年2回（3月、9月）に監査法人と代表取締役社長との経営者面談、四半期ごとの子会社往査時の講評、また、不定期ではありますが、各決算での懸念材料の確認・解消を行っておりました。

今後は、上記に加え、四半期毎に、監査法人並びに代表取締役及び取締役CFO他との間で決算に係る全体講評（本社）を定例的に実施し、コミュニケーション不足等を原因とする財務報告に影響を与えるような重大な認識の齟齬が生じないようにいたします。

従前の講評スケジュール

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
往査時講評 (子会社)	○			○			○			○		

※参加者：監査法人及び子会社経理責任者（本社には報告のみ）

今後の講評スケジュール（予定）

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
往査時講評 (子会社)	○			○			○			○		
全体講評 (本社)			○			○			○			○

※参加者：往査時講評：監査法人及び子会社経理責任者（同上）

全体講評：監査法人及び本社役員

【実施・運用状況】

昨年度、主に四半期決算毎に、それぞれ平成27年6月5日（上記全体講評スケジュール予定6月分）、8月28日（上記全体講評スケジュール予定9月分）、12月11日（上記全体講評スケジュール予定12月分）および平成28年2月18日（上記全体講評スケジュールに記載はございません）に、監査法人社員及び担当マネージャー、当社代表取締役、取締役CFO、財務経理部部長、常勤監査役等で、四半期決算における全体講評、懸念材料等の確認、経営陣が検討している事業展開に関して財務報告等に影響を与える可能性のある事項等について意見交換を実施しており、今後も継続する予定です。

⑧オーナーシップの問題

【改善報告書に記載した改善策】

第1位株主である FEGA 社並びに第3位株主であるファー・イースト・グローバル・アジア株式会社の2社は、実質的な親会社であるファー・イースト・グループの関連会社であります。当社の経営が、その大株主からの影響を過度に受けないようにするために、適度な出資割合まで引き下げていく方向で交渉を行い、平成28年3月末までには、一定程度の引き下げ実施を目指してまいります。

なお、その大株主との既存の関連当事者取引については、見直しを実施し、不必要な取引は平成27年12月末までに終了する予定です。

【実施・運用状況】

改善状況報告書提出時点において、本事項について解決に至っておりません。

当社は、改善報告書を提出した平成27年9月18日以降、当社代表取締役リム・キム・リンおよび当社取締役CFO佐藤暢樹は本事項についてファー・イースト・グループと複数回に渡り現地ならびに日本国内において直接面談と電話による毎週の会談を実施し、対応を求める書面を送付するなどの交渉の中で、当社の経営が、実質的な親会社であるファー・イースト・グループの影響を受けないこと、並びに、資本と経営の分離から当社の経営方針およびこれに基づく具体的施策等にかかる意思決定ならびにその執行に関与しないことを確認してまいりました。その結果、ファー・イースト・グループの代表であるデビッド・チュウ氏より、同氏がファー・イースト・グループを介して所有する当社株式数の10%から20%までを減らし、譲渡する意思があることを書面により平成28年4月18日に確認しております。しかし、その具体的な譲渡株式数、譲渡方法等の詳細につきましても、現時点では同意を得られておりません。今後も継続して、その具体的な譲渡方法に関して交渉を行い、取まとめ次第、開示をおこなう所存です。

また、大株主との関連当事者取引に関しては見直しを実施し、不必要な取引は平成27年10月31日までに終了いたしました。現存する関連当事者との取引は、有価証券報告書に記載しているイージー・ウェイ社とのコンサルティング契約で、当社海外子会社の財務諸表・法人税等申告書作成支援や商業・会社登記等の支援を受けており、現地各種法制度準拠のため取引継続が必要と判断しております。

⑨当時の経営陣への責任追及

【改善報告書に記載した改善策】

社内調査委員会の調査の結果を踏まえ、当社がマレーシアにおける霊園事業を取得する際の資金循環の実態は、資本充実の原則等の観点から不適切でありその責任は重大であります。しかし、当時の経営陣は、取得時鑑定評価額が客観的妥当であると認識し、よって、対価に見合う価値の資産（霊園事業）を取得したとの認識であったとし、かかる主観的事情に反する事情・証拠が確認できない以上、当社に損害をもたらすような意図や目的は直ちに推定できず、社内調査委員会においても、かかる認定はされておられません。

他方で、社内調査委員会の調査報告書記載の資金の流れについては認識されており、資金調達に関して上記の資本充実責任の問題は残っております。また、霊園事業取得に関する意思決定のプロセスについてもガバナンス上の問題があることから、霊園事業取得に関連する当時の経営陣への責任追及は、客観的事実のみでも可能ではないかと判断しております。また、当時の経営陣において善管注意義務違反がある可能性が高いと判断しうるため、可能な限りの責任追求は行う所存であり、現在、弁護士と相談しております。

当時の経営陣に対する責任追及といたしましては、①霊園事業の取得対価と現時点の評価額との差額、②課徴金相当額、③決算訂正に要した費用（調査費用等）④平成19年12月期における分配可能額を超える配当分などを当社が被った損害として、その賠償を請求することが考えられるところではありますが、上記①の損害額（特に霊園事業の現時点の評価額）の認定は必ずしも容易ではなく、当時の経営陣と争いとなる余地も少なくないことから、単純に金銭による損害賠償をさせる方法ではなく、平成19年の新株予約権の発行及び霊園事業の取得がなかったと仮定した場合に想定される現在の当社の資産及び資本の状態を回復させる方法も視野に入れて、責任追及を実現していく予定です。また、今後の進展に関しましては随時、開示してまいります。

平成28年3月下旬に予定されている定時株主総会までには具体的な補償またはそのスケジュールが合意され、その時点で開示できることを目指しております。

【実施・運用状況】

改善状況報告書提出時点において、本事項について解決に至っておりません。従いまして、平成28年3月30日に開催された定時株主総会には、具体的な補償内容やそのスケジュールについて付議開示することはできませんでした。

当社は、当社がマレーシアにおける霊園事業を取得する時点における取締役会長であり、当社の実質的な親会社であるファー・イースト・グループの代表であるデビット・チュウ氏と、当時の霊園事業取得プロセスにおける善管注意義務について著しく問題があった旨に対して、当社が被った損害を賠償するよう、平成27年9月18日以降、当社代表取締役リム・キム・リンおよび当社取締役CFO佐藤暢樹は複数回に渡り現地ならびに日本国内においてデビット・チュウ氏との間で直接面談および電話に

よる毎週の会談を実施した他、その返答を求める書面を送付するなどの交渉を行ってまいりましたが、改善状況報告書提出時点において、デビット・チュウ氏は当社が被った損害に対する賠償として、有価証券報告書等の虚偽記載に対する課徴金として平成27年に当社が支払った1億3千7百91万円に関し支払う用意がある旨を書面により平成28年4月18日に確認しているものの、霊園事業の取得対価と現時点の評価額との差額、決算訂正に要した費用（調査費用等）、平成19年12月期における分配可能額を超える配当分などの当社が被った損害に関し賠償責任を負う旨を書面による確認には至っておりません。

当社といたしましては、同氏と同意に至っていない、霊園事業の取得対価と現時点の評価額との差額、決算訂正に要した費用（調査費用等）、平成19年12月期における分配可能額を超える配当分などの当社が被った損害について、今後も継続してデビット・チュウ氏と交渉を行い、同氏から本事項について具体的な諸条件の同意が得られ次第、平成28年6月末までに開催予定の臨時株主総会において、会社側の責任追及議案を目的事項として株主の皆様にご提案申し上げる所存でございます。その内容が取まとまり次第、開示いたします。

(2) 改善措置の実施状況及び運用状況に対する上場会社の評価

この度の当社の不適切な会計処理によって、過去に開示した過年度の決算公表数値を訂正することとなり、株主、投資家並びに関係者各位に多大なるご迷惑とご心配をおかけするとともに、株式市場の信頼を損ねる結果となったことについて、上場企業として重大な責任があると反省し、深くお詫び申し上げます。

なお、今回の公表措置および改善報告書徴求措置を受け、再発防止と内部統制強化の改善に努めてまいりましたが、平成27年9月18日に提出しました改善報告書に記載のある改善措置のうち、役員体制の更なる見直し、オーナーシップの問題および当時の経営陣への責任追及につきましては、現時点で改善が未了であります。

当社の実質的な親会社であるファー・イースト・グループおよびその代表者であるデビット・チュウ氏とは交渉を重ねてまいりましたが、改善報告書に記載した時期までに解決しておらず、前述のとおり引き続き交渉を行ってまいっている所存です。

今後につきましては、二度とこのような不適正な情報開示を行うことのないように、原因究明と再発防止の徹底に向けてグループ一丸となって真摯に取り組んでまいります。本改善状況報告書にてご報告した今後継続して改善に努める事項に関しては、株主、投資家並びに関係各位に、その進捗状況に合わせて、適宜、適時開示を行ってまいります。

以上

別紙 再発防止への取り組みスケジュール

別紙 再発防止への取り組みスケジュール

項目		平成27年 8月以前	9月	10月	11月	12月	平成28年 1月	2月	3月	4月	5月	6月
① 役員体制の刷新												
取締役(2名)・監査役(1名)の選任	計画	経営会最終後、新体制発足により済										
	実施	6月16日に完了										
代表取締役社長の交代	計画	経営会最終後の取締役会にて決議・就任済										
	実施	6月16日に完了										
役員体制のさらなる見直し	計画	検討					2月末取締役会にて定時株主総会に役員員数の付議を決定		定時株主総会にて決議			
	実施	検討					平成28年6月末までに開催予定の臨時株主総会において、役員体制を刷新予定					
② 内部監査室の設置・内部監査規程の見直し												
内部監査室の設置	計画	設置決議、室長就任：6月16日取締役会承認 内部統制基本計画承認：7月16日取締役会承認 活動開始、内部監査開始										
	実施	設置決議、室長就任：6月16日取締役会承認 内部統制基本計画承認：7月16日取締役会承認 活動開始、内部監査開始										
内部監査規程の見直し	計画	内部監査規程含めた諸規定の改訂										
	実施	内部監査活動の運用を継続的に見直し										
③ 海外事業担当社員の常設												
海外事業担当社員の選定および配置	計画	採用活動開始		就任予定・活動開始(予定)								
	実施	6月16日より代表取締役・取締役CFOによる管轄					12月1日より組織図・職務分掌規程、関係会社関連規程を変更。管理を担当する部門を総務人事部及び財務経理部とする。					
④ 財務・経理部門の質的・量的拡充												
レポートラインの見直し	計画	検討開始		組織改定準備・社内アナウンス(予定)				組織改定実施(予定)				
	実施						12月1日より組織図・職務分掌規程、関係会社関連規程を変更					
資産取得業務プロセスの見直し	計画	検討開始					規定化(予定)					
	実施						12月11日より、固定資産管理規程及び有価証券管理規程を制定					
⑤ 役員員への職業的専門教育の実施												
役員研修ガイドライン・計画	計画	検討					計画・予算化		実施			
	実施	検討・運用開始					新役員就任者への研修(予定)					
⑥ 外部専門家(会計アドバイザー)の活用												
	計画	利用範囲の検討・専門家選定開始		アドバイザー業者決定・利用開始(予定)								
	実施	利用範囲の検討・専門家選定開始		アドバイザー業者決定・利用開始								
⑦ 監査法人との健全かつ良好な関係の構築												
四半期意見交換会の実施	計画	定期意見交換会の開始(済)。今後、四半期ごとに継続予定										
	実施	定期意見交換会の開始。四半期ごとに継続中										
⑧ オーナーシップの問題												
出資割合の引き下げ	計画	検討					平成28年3月末までに一定程度の引き下げを目指します					
	実施	検討					今後も継続して、適度な出資割合まで引き下げていく方向で交渉を行ってまいります					
株主との関連当事者取引	計画	見直し					内容に応じて終了・改訂					
	実施	見直し					不必要な取引は終了。改訂必要なものは10月末で改訂済					
⑨ 当時の経営陣への責任追及												
	計画	検討					平成28年3月末まで					
	実施	検討					具体的な補償条件の同意が得られた場合、平成28年6月末までに開催予定の臨時株主総会において、会社側の責任追及議案を目的事項として株主の皆様にご提案申し上げる所存です。					